

議案第 108 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 3 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業等従事手当の特例)

2 消防吏員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に対処するため、次に掲げる業務に従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の傷病者又はその疑いのある者（以下「傷病者等」という。）に接して行う観察、処置、搬送その他これらに類する業務
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した車両若しくは資器材又は付着したおそれのある車両若しくは資器材の処理
- (3) 前 2 号に掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認めるもの

3 上野総合市民病院に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に対処するため、次に掲げる業務に従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う診療、看護その他これに類する業務

(2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件の処理

(3) 前2号に掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認めるもの

4 前2項の防疫作業等従事手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（傷病者等若しくは患者等の身体に接触して又は傷病者等若しくは患者等に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項から第4項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。